別紙様式2

介護職員等特定処遇改善計画書（令和　元　年度届出用）

事業所等情報

介護保険事業所番号										

事業者・開設者	フリガナ	シャカイフクシホウジン　キタバカイ		
	名　称	社会福祉法人　きたば会		
主たる事務所の所在地	〒　643　－　0051 和歌山県有田郡広川町下津木1105-5			
	電話番号	0737-67-9134	FAX番号	0737-67-9133
事業所等の名称	フリガナ		提供するサービス	別紙一覧表による
	名　称	別紙一覧表による		
事業所等の所在地	〒　　－ 別紙一覧表による			
	電話番号		FAX番号	
複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。		特定加算(Ⅰ)(　5　)事業所 特定加算(Ⅱ)(　4　)事業所		

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算（　Ⅰ　Ⅱ　）			
②	現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算（　Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ　）			
③	サービス提供体制強化加算等の取得状況 (取得している場合には種別を記入)	取得有　別紙参考様式3のとおり　）			取得無
④	介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和　1　年　10　月　～　令和　2　年　3　月			
⑤	令和　元　年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額			5,395,805	円
⑥	賃金改善の見込額(ⅰ－ⅱ)			7,138,000	円
	ⅰ)加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			53,057,580	円
	ⅱ)初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額			45,919,580	円
⑦	経験・技能のある介護職員(❶)における平均賃金改善額((ⅲ－ⅳ)／ⅴ)	651,605	円・	8	人
	ⅲ)加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			20,567,510	円
	ⅳ)初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額			15,289,510	円
	ⅴ)当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数			8.1	人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込数)			4	人】
⑧	他の介護職員(❷)における平均賃金改善額((ⅵ－ⅶ)／ⅷ)	44,925	円・	18	人
	ⅵ)加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			30,407,470	円
	ⅶ)初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額			28,601,470	円
	ⅷ)当該事業所における他の介護職員の人数			40.2	人
⑨	その他の職種(❸)における平均賃金改善額((ⅸ－ⅹ)／ⅺ)	3,564	円・	1	人
	ⅸ)加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			2,082,600	円
	ⅹ)初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額			2,028,600	円
	ⅺ)当該事業所におけるその他の職種の人数			15.15	人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金(見込額)			4,057,200	円】
⑩	賃金改善実施期間	令和　1　年　11　月　～　令和　2　年　4　月			
	※原則10月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。				
⑪	❶の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方又は「経験・技能のある介護職員」の基準を設定できない合理的な理由				
	＜「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方＞ 当施設における「経験・技能のある介護職員」は、介護福祉士であり、かつ、第一事業部が採用している等級システムを用いて、サブリーダー、リーダーで構成する。				
	(該当する場合のみ記載) 経験・技能のある介護職員のうち1人以上(複数の事業所等について一括して届出する場合は、事業所等の数に応じた人数以上)に対する月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となるように賃金改善を行うことが困難である合理的な理由				
	賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。				
	別紙「社会福祉法人きたば会第一事業部　介護職員等特定処遇改善加算規定」参照。				
	＜介護職員処遇改善計画書で提出している就業規則からの変更内容の概要＞				
	別紙「社会福祉法人きたば会第一事業部　介護職員等特定処遇改善加算規定」作成のため就業規則の変更なし。				